

《中津川市障害者総合支援協議会 専門部会》 「相談支援部会」の設置について

1 設置する経緯

経過措置を経て平成27年4月からは障害福祉サービスを利用する全ての障害者にサービス等利用計画が必須となった。現在、中津川市には計画相談を行う指定特定相談支援事業所が児の計画相談を行う事業所が1カ所、者の計画相談を行う事業所が2カ所、児と者両方の計画相談を行う事業所が1カ所の合計4事業所である。

ここ数年で、就労継続支援事業所が増えているが、相談支援事業所は増えておらず、相談支援専門員一人あたりの担当人数が増え、きめの細かい支援が難しくなっている。

また、中津川市の面積の広さや、市外のサービスを利用する方も多く、訪問に時間が取られ効率が悪い。相談対象者も3障害に加え発達障害や難病、障害児、相談内容も育児から介護が必要な方、就労を希望する方等幅広く関係機関も多岐に渡り、相談支援専門員には専門性が求められるなど課題が多い。

そこで、相談支援専門員の質の向上、連携の強化を図るため、中津川市障害者総合支援協議会の専門部会として「相談支援部会」を設置する。

2 設置目的

日頃の相談支援を通して把握した障がい児者の困り感や課題の情報共有、さらに相談支援専門員の質の向上と連携強化を図る。

3 部会活動

- ・情報の共有
- ・制度の勉強、新規事業所の見学
- ・困難事例の協議、地域課題

4 部会の構成

市内相談支援事業所、基幹相談支援センター（障害者地域支援センター結）、社会福祉課

5 会議

- ・2～3ヶ月に1回 不定期
- ・会議の進行は基幹相談支援センターが行う。
- ・会議の開催時に次回の予定を決める。

6 事務局

中津川市障害者総合支援協議会の事務局（社会福祉課）とする。